

点検内容	(対象設備)	法律	点検基準	点検者	罰則
キュービクル点検		電気事業法	定期点検:絶縁監視装置がある場合、2ヶ月に1回ない場合、1ヶ月に1回 法定点検:1年に1回	電気主任技術者	30万円以下の罰金
発電機設備点検	事業用電気工作物に該当自家発電設備	電気事業法	保安規定で定める点検等の基準	電気主任技術者	改善命令・使用制限
	建築設備の予備電源として設置される自家発電装置	建築基準法	定期検査報告書により概ね6カ月～1年に一回 ※特定行政庁が定める時期に報告	建築士・建築設備検査員	100万円以下の罰金
	消防設備等の非常電源として設置される自家発電機	消防法	特定防火対象物:1年1回 非特定防火対象物:3年一回	消防設備士・消防設備点検資格者	30万円以下の罰金・拘留
防火設備点検			定期点検:1年に1回	建築士・防火設備検査員	100万円以下の罰金
建築設備定期検査			定期点検:1年に1回	建築士・建築設備検査員	100万円以下の罰金
特定建築物定期調査		建築基準法	定期点検:3年に1回	建築士・特定建築物調査員	100万円以下の罰金
外壁全面打診調査			定期点検:3年に1回	建築士・特定建築物調査員	100万円以下の罰金
昇降機等定期調査			定期点検(遊戯施設等):6ヶ月に1回 定期点検(昇降機):1年に1回	建築士・昇降機等検査員	100万円以下の罰金
消防点検			機器点検:6カ月に1回 総合点検:1年に1回	消防設備士・消防設備点検資格者	30万円以下の罰金・拘留
防火対象物点検		消防法	定期点検:1年に1回	防火対象物点検資格者	30万円以下の罰金・拘留
連結送水管耐圧試験			定期点検:3年に1回	消防設備士・消防設備点検資格者	30万円以下の罰金・拘留
空調設備点検		フロン排出抑制法	簡易点検:3ヶ月に1回 定期点検:圧縮機の出力が50kw以上の場合1年に1回、 圧縮機の出力が50kw未満の場合3年に1回	一定の知識を有する者	50万以下の罰金
簡易専用水道検査		水道法	定期点検:1年に1回	地方公共団体の機関・厚生労働大臣の登録を受けた者	100万円以下の罰金
貯水槽清掃		水道法	定期清掃:1年に1回	簡易専用水道検査機関	100万円以下の罰金
		ビル衛生管理法	法定点検:1年に1回		
室内空気環境測定		ビル衛生管理法	定期測定:2ヶ月に1回	規定なし	30万円以下の罰金
飲料水水質検査			定期検査(水道基準省令)	規定なし	30万円以下の罰金
害虫防除		建築物衛生法	調査、措置:6カ月以内毎に1回	規定なし	30万円以下の罰金